

「放射性物質の常時監視に関する検討会の報告書（素案）等」に

対する意見の公募（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

「放射性物質の常時監視に関する検討会の報告書（素案）等」について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を行った。

- (1) 意見募集期間 平成25年10月8日～平成25年10月31日
(2) 告知方法 環境省ホームページ、電子政府窓口、報道発表
(3) 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送のいずれか

2. 意見提出状況

- (1) 意見提出者 62個人及び団体
(2) 意見数 273件

提出者の属性：	事業者団体	2
	地方公共団体	3
	個人	53
	その他団体	4
	合計	62

※応募書類の「氏名」、「職業」欄に企業・団体名が載っていないものは全て個人に区分しています。

3. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙1のとおり。

4. 今後の予定

平成25年12月 改正大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の施行

1. はじめに

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
発電所の正式名称	1	「東京電力福島第一原子力発電所」は、東京電力(株)福島第一原子力発電所として正式名称とすべきである。	以前より、政府文書等において「東京電力福島第一原子力発電所」との記述が定着していることから、原案のとおりといたします。
常時監視の目的	1	あり方の検討にあたって、まずは、常時監視の目的について、「環境汚染の防止・対策のため」と、明確に書くべきである。	御指摘の内容は、今回の法改正の趣旨である「国民の健康及び生活環境の保全の観点」(p. 1上段)に包含されると考えられることから、原案のとおりといたします。

2. 既存の取組のレビュー

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
用語の修正	1	「放射線源」については、「放射性物質及び放射線」として具体的に分かりやすい表記とすべきである。	ここでは、放射線源の管理について述べているものであり、御指摘の点については原案のとおりとする方が適切であると考えております。

3. 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく常時監視のあり方

3-1. 基本方針

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
常時監視の位置付け	9	「放射性物質の常時監視」は、他の有害物質規制と同様な環境規制に移行するための実態把握、準備段階としての位置付けを明文化する必要がある。	今回の法改正は、環境大臣により、放射性物質による大気の汚染、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとされたものであり、また他の有害物質規制と同様の規制は他の法律により行われており、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法においては実施する予定が現在のところないことから、本報告書での対象となっておりません。
関係機関が実施するモニタリング結果の活用	7	環境省以外の関係機関（各市町村、事業者、大学、市民等）が実施したモニタリング結果も活用すべきである。	環境省以外の行政機関が実施したモニタリング結果についても、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく常時監視と趣旨・目的に合致したモニタリング結果は活用対象とすることを考えております。
	1	関係機関からのモニタリング結果の提供を義務付けるべきである。	今回の法改正は、他の機関が実施するモニタリングに制約を与えるものではありません。このため、関係機関にデータの報告を義務付けるのではなく、そのデータの提供を受けるとしているものです。
	2	放射性物質の常時監視を国の責務とすることにより、自治体が行う監視施策を妨げることにならないよう配慮すべきである。また、自治体が環境監視を行う場合は、これを支援することも明記すべきである。	
	1	原子力規制委員会によるモニタリングと環境省による離島のモニタリングは常時監視として取り扱い、自治体によるモニタリングは地点選択するという考え方に対して、より詳細な説明が必要である。	原子力施設周辺環境モニタリングは、地方公共団体によるものであることを理由に、国（原子力規制委員会・環境省）によるモニタリングとの間で取扱いに差を設けるのではなく、特定の施設からの影響を監視することを主たる目的として運用されており、基本的には、大気汚染防止法・水質汚濁防止法に基づく常時監視と趣旨・目的が異なることから、必要な地点のみを選択するということにするものです。
	1	自治体による原子力関係施設等の周辺環境モニタリングは、一般環境中の監視も行っていることから、「自治体による原子力関係施設等を対象とする周辺環境モニタリングのデータについては、本事業の常時監視の趣旨に合致した地点は活用対象とする」と記載してはどうか。	自治体による原子力関係施設等の周辺モニタリングは主として施設の監視を目的とするものではあるものの、御指摘のとおり一般環境の監視も行っていることを踏まえ、報告書を修正しました。
文言の修正	1	「存在状況」とは濃度、組成など非常にその意味が幅広であり、過去の測定値との比較が目的であれば、より具体的に「放射能濃度推移及びその範囲」と記載してはどうか。	「存在状況」把握の具体的な内容は、報告書素案中、「3-2. 把握方法」のとおりです。
	1	大気圏内核実験の影響に関する記載については、1990年以前の放射性物質量は明らかに多いため、より具体的に「1990年以降の存在状態と比較する」と記載してはどうか。	御意見として承りました。今後の参考といたします。

環境大臣が自ら実施する理由	2	放射性物質の常時監視については、なぜ環境大臣の一元的な義務規定と定めたのか、その理由について説明すべきである。	放射性物質による汚染への対処は、核燃料物質等の規制等に関する他の事務と同じく国を中心となる必要があること、また大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の所管省庁が環境省であることに基づくものであることから、先の法改正において、常時監視の主体は「環境大臣」と定められました。 なお、今回の法改正は、他の主体が実施するモニタリングを排除するものではありません。
---------------	---	---	---

3-2. 把握方法

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
福島県周辺モニタリングの拡大	10	「なお、・・・福島県周辺等で実施する公共用水域及び地下水の放射性物質モニタリングについては、・・・従来どおりの方法で実施する。」とあるが、測定地域を全国に拡大し、測定対象試料及び測定核種、測定頻度の充実を図るべきである。	現在環境省が福島県周辺で実施している調査は、福島第一原発事故の影響を迅速に追跡していくことを目的としており、これと同じ調査内容のものを全国に拡張することが適切とは考えておりませんので、原案のとおりといたします。一方、御指摘のように、当該事故由来のもの以外の放射性核種も含めた調査を、全国規模で展開することを考えております。

(1) 測定の対象とする媒体

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
測定の対象とする媒体の追加	17	その他の環境試料（底生生物などの生物試料、土壤、食品、汚染汚泥を利用したセメント等資材）も測定の対象とすべきである。	御指摘の件は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく常時監視の対象外ですので、原案のとおりといたしますが、御意見は今後の参考といたします。

(2) 測定方法

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
対象核種	16	核種を特定する詳細分析も行い、対象核種を増やすべきである。	スクリーニング測定（放射性物質の存在状況を概括的に把握するための測定）において γ 線スペクトロメトリーによる核種毎の測定も行うこと、詳細分析を行う場合には放射化学分析による個別核種の測定も行うこと、を考えております。
	1	測定の対象とする媒体について、対象とする放射性物質の核種は何か。	
全 α 線放射能測定	2	大気についても全 α 放射能測定は必要である。	大気中における主な α 線核種はラドンですが、それについては、その崩壊生成物を、 γ 線スペクトロメトリーで捕捉できることから、全 α 放射能測定は不要であると考えております。
	1	全 α 放射能測定を公共用水域及び地下水で実施する目的などが不明確である。実施する理由は何か。	
文言の修正	1	「スクリーニング測定」を「測定」に修正するか、ここでの「スクリーニング測定」の趣旨を明示してはどうか。文部科学省放射能測定法シリーズでは、「スクリーニング」は放射性ヨウ素の簡易測定のみで用いている用語である。	スクリーニング測定の趣旨については、「放射性物質の存在状況を概括的に把握するため」と記載しており、その具体的な内容についても、3-2把握方法の(2)測定方法に記載しているところです。
	1	「過去の測定値の傾向から外れる値」を「過去の測定値の範囲から外れる値」としてはどうか。上昇傾向の場合、「傾向」では過去の数値を超えて良いように解釈されるため。	
技術的検討事項	4	測定方法は「文部科学省放射能測定法シリーズによる」とされているが、別途、技術専門委員会を設置して詳細を検討すべきである。	御意見として承りました。今後の参考といたします。

(3) 測定地点

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
自治体等との協議	12	測定点の選定にあたっては、自治体等との協議に基づき決定すべきである。	新たな測定地点の選定は、本報告書の内容を踏まえ、都道府県にもご協力いただきつつ実施したいと考えております。

自治体等との協議	1	測定地点の選定作業や自治体への説明会の開催時期など、今後のスケジュールを示してほしい。	平成26年度予算概算決定後、自治体向けの説明会を開催し、今年度中に地点選定を行うことを予定しております。
全般的な地点選定基準	13	なるべく広範囲に、多くの地点で測定してほしい。	御指摘のとおり、 ・大気については、人口が多く集中する都市部を中心としつつ、都市部以外の地域も含め、日本全国をバランスよく監視できる測定地点を選定してまいりたいと考えております。 ・水及び底質についても、河川水系や地下水盆等の分布、それらからの利水の状況も考慮しつつ、日本全国をバランスよく監視できるように測定地点を選定してまいりたいと考えております。なお地下水については、ローリング方式を適切に活用し、より多くの地点での測定を行う予定です。
	2	福島第一原子力発電所事故に起因する汚染実態がつかめるような測定地点の選定であるべきである。	現在福島県周辺において実施している調査により、御指摘の汚染実態は把握しており、今後も継続実施していきます。
	4	既存の原子力関連施設等からの影響等を考慮して、測定地点を選定すべきである。	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく常時監視は、一般環境の状況を把握することを目的としており、特定の発生源からの影響を監視することが目的ではないことから、原案のとおりといたします。なお、原子力関連施設からの影響については、周辺環境モニタリング等他の枠組みにて、監視しております。
大気の地点選定基準	1	大気汚染の測定では測定点数のガイドラインがある。放射性物質でもこうした基準を設けるべきである。	御意見として承りました。今後の参考といたします。
	1	既存の大気測定局は人口との関連性を重視して選定されており、既存の大気測定局の活用が費用対効果の観点から見て最適な選択と考える。	御意見として承りました。今後の参考といたします。
公共用水域の地点選定基準	1	河川・湖沼の測定は放射性物質が溜まりやすい澱みや底を重点化すべきである。	現在、福島県周辺で実施している放射性物質モニタリングにおいて底質から相当程度の放射性物質が検出されています。このことを踏まえ、底質については水質汚濁防止法の対象媒体ではないものの、御指摘のとおり、水質と同じ地点で底質もモニタリングを実施することを考えております。
	1	平野部における放射性セシウムの時間変化の典型例を把握できることから、霞ヶ浦およびその流域における放射能の継続的測定の実施を要望したい。	御意見として承りました。測定地点の選定に当たって参考といたします。
地下水の地点選定基準	1	個人所有の井戸では採水の同意を得るのが難しいため、自治体等が所有・管理する公共井戸を対象とすべきである。	測定地点の選定に当たっては、個人所有の井戸も排除せずに検討を行う予定ですが、例えば緊急に追加調査を行う場合には個人所有でない方が調整が容易であるといった点は、選定に当たって加味すべきと考えております。
	2	個人所有の井戸についても、測定の対象とすべきである。	
	1	地下水の調査地点は各都道府県で何地点選定するのか。また、政令市の扱いはどのようにするか。	平成26年度は、1都道府県あたり数地点程度となる見込みです。新たな測定地点の選定は、本報告書の内容を踏まえ、都道府県にもご協力いただきつつ実施したいと考えております。

(4) 測定頻度

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
荒天時の測定	11	洪水時など、高濃度となる気象条件に対応した時期に適宜測定を行うべきではないか。	増水時を狙った採水では、降雨量等の条件により水量・水質のばらつきが大きくなりすぎるため、長期的傾向を把握する常時監視の目的にはなじまないと考えているため、原案のとおりといたします。
大気の測定頻度	1	空間線量率については連続測定とされているが、リアルタイムの測定時間間隔はどのように設定するのか。	空間線量率の測定時間の間隔については、今後適切に検討してまいりたいと考えております。
	6	大気の測定頻度が少なすぎる。もっと頻繁に測定してほしい。	大気についての測定頻度は、いずれも環境放射線モニタリング指針に準じて設定しており、適切であると考えております。
	2	これまでの測定器と併用して、テルル化カドミウム半導体検出器などの測定器を利用した連続測定を実施すべきである。	御意見として承りました。今後の参考といたします。

公共用水域の測定頻度	12	公共用水域の測定頻度が少なすぎる。月1回とすべきである。	過去の水準調査の測定結果を分析したところ、月毎の測定値に有意差が見られないことから、測定頻度は年1回以上と考えております。別途調査により、特定地点における季節毎等のデータを蓄積することを検討いたします。なお、御意見を踏まえ、根拠となるデータを本報告書の参考資料として添付しております。
	1	公共用水域については、「過去の月別調査において月毎の測定値に有意差が見られないことを踏まえ、年1回以上の測定頻度を基本とする。」とあるが、その根拠となるデータ、解析結果を公表すべきである。	
	1	過去の月毎の測定値に有意差がないことを根拠とするまでもなく、調査の基本的な考え方が概括的な把握とされていることから、年1回以上の頻度で十分と考えられる。	
地下水の測定頻度	6	地下水の測定頻度が少なすぎる。月1回とすべきである。	現行の福島県周辺の調査では、事故の影響を迅速に追跡する観点から年2~4回の頻度としております。それ以外の調査では、一般的に地下水の移動速度は年間数メートル~数百メートルであり、四季の影響も受けにくいくことから、原案のとおりとさせていただきます。ただし、特殊な地質・地盤等の条件下では年1回以上の頻度で行うことも排除しておりません。
	1	地下水の移動は地質等によって左右されることから、地質及び地盤等の状況を考慮して測定頻度を決めるべきではないか。	
	1	地下水のローリング方式では、何年毎にローリングを行うのか。	5年程度で一巡することを想定しております。なお、全ての地点をローリング方式とする想定ではなく、定点調査も行う予定です。

(5) 定量下限

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
定量下限	3	測定下限値は低く設定すべきである。	御指摘のように、「存在状況の把握」が目的であることから、「できるだけ『不検出』を避ける」という方針を前提としております。その上で、下限値については、文部科学省放射能測定法シリーズを踏まえつつ、適切に定量下限を設定することとしております。

(6) 詳細分析

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
詳細分析の実施	7	スクリーニング測定によって過去の測定値の傾向から外れる値が検出された場合に限らず、全国的な基礎調査として広範囲に詳細分析を実施すべきである。	法律に基づく継続的な監視について迅速な測定・結果公表を行うため、全β放射能測定及びγ線スペクトロメトリー等により概況を押さえた上で、必要な場合には詳細分析を行うことが適当と考えます。
異常値を検出した際の対応	4	過去の測定値の傾向から外れる値が検出された場合、速やかに詳細分析を実施するとともに、測定地点の市町村や県にも通報すべきである。	御指摘を踏まえ、そうした場合には当該都道府県に速やかにお知らせすることとします。
	1	過去の測定値の傾向から外れる値が検出された場合、既存の発生源施設からの影響や大陸から飛来する放射性物質の影響なども考慮する必要があるが、それらのデータの把握はどうするのか。	御指摘の場合には、必要に応じて有識者に相談の上、過去の傾向等と比較することで評価していく方法を考えております。
	1	過去の測定値の傾向から外れる値が検出された場合の対応方針や調査マニュアルを早急に決定し、地方自治体の役割がマニュアル等に組み込まれるのであれば、その内容について事前に各自治体と調整を図るべきである。	御意見として承りました。今後の参考といたします。

3-3. 評価公表・フォローアップ

(1) 評価検討会の開催・測定データ等の公表

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
評価検討会の開催	2	モニタリング結果の公表において、有識者による専門的な見地からの評価を行うことはよいことである。	賛同いただきありがとうございます。
	4	評価検討会の中立、民主的な運営が望まれる。自治体や地域住民も評価に加わるようすべくである。	御意見として承りました。今後の参考といたします。
	3	評価はどのようにして行うのか。評価の基準がないのであれば、それも含めて明確にすべきである。	一般環境中の放射性物質の存在状況の把握、及びその存在状況が過去の測定値の傾向から外れない値であるかどうかの評価を実施することを予定しております。

測定結果と評価結果の公表	20	すべての測定結果は、測定結果が得られ次第、隨時公表し、有識者による評価検討結果は、測定結果に関する解説として、後日取りまとめ次第公表すべきである。	御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。御指摘のような、「速報値」と「確定値」といった二段階の公表を検討しております。
	1	参考資料3に記載された環境放射能に係る主な既存のモニタリングの情報については、完全に情報開示すべきである。	わかりやすい情報発信に努めます。常時監視の結果の公表に当たっては、環境省が実施するモニタリング結果と併せて、水準調査等、常時監視に当たって活用する他機関が実施した測定データについても公表することを考えております。なお、現在実施しているモニタリングの結果は、既に環境省又は原子力規制庁のホームページにて公開しております。
	1	放射性物質のモニタリング結果を一元的に公表することによって国民の信頼が得られるため、環境省は、環境省以外の関連機関や事業者が実施したモニタリング結果についても公表すべきである。	
	1	モニタリングを4種類に分け、第1種は福島第一原発事故を受けた周辺地域、第2種は原子力関係施設等の周辺、第3種は離島等、第4種は一般環境のモニタリングとし、目的別に整理して結果を示すべきである。	
	4	正しい情報を提供し、被ばくによる健康被害が広がらないよう最善を尽くすべきである。	
自治体データの提供時期	1	自治体が実施している原発周辺監視調査の結果などは、学識者等による評価後に公表しているものあり、その評価前の公表は困難なものもある。一方、「環境大臣がモニタリング結果の提供を受け、併せて公表する」とあることから、データの提供時期と評価を行う時期を明確にすべきである。	御意見として承りました。今後の参考といたします。
環境基準等	6	放射性物質の環境基準を設定すべきである。	放射性物質に係る環境基準については、諸外国の状況等も参考にしつつ、その必要性を含めて検討していくたいと考えております。
	1	環境基本法の改正では、事業者等の遵守すべき基準の設定及び必要な規制の措置が定められず、その理由の説明もなかったが、今回の素案にも、この点に言及がない。また、参議院環境委員会で採択された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」に対する政府としての説明もないことに、異議を申し立てる。	

(2) 東日本大震災対応のモニタリング結果の公表

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
なし		—	—

(3) 実施方法の点検等

事項	同旨意見数	意見の概要	意見に対する考え方
継続的な見直し	7	今回の常時監視は、他の有害物質規制と同様な環境規制に移行するための実態把握、準備段階であると位置づけ、適切なレビュー等実施し、継続的改善を目指すべきである。	今回の法改正は、環境大臣により、放射性物質による大気の汚染、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとされたものであり、また他の有害物質規制と同様の規制は、他の法律により行われており、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法においては実施する予定が現在のところないことから、本報告書での対象となっておりません。なお、今回の常時監視の実施体制に対するレビューと内容の改善は御指摘のとおり実施いたします。
第三者機関によるチェック	1	常時監視の状況について、環境NGO等の第三者機関がチェックできるようにすべきである。	御意見として承りました。今後の参考といたします。

○その他の意見

今回のパブリックコメントの対象外となります。意見の趣旨は、今後の施策の参考といたします。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する内容（24件）
- ・放射性物質の排出基準及び罰則規定等、他法令に既に規定されている事項に関する内容（12件）
- ・除染に関する内容（2件）
- ・パブリックコメントの手続き、事務局に関する内容（3件）
- ・叱咤激励（1件）